

## 介護保険申請書へのマイナンバーの記載について

個人番号（マイナンバー）制度の導入に伴い、平成28年1月以降は、各種申請書に個人番号（マイナンバー）の記載が必要になります。

また、手続きの際は、申請書のほかに以下の確認書類が必要となります。

### ○申請手続きの際の確認書類

#### ●本人が窓口で申請する場合

##### （1）本人の個人番号を確認するための書類

- ・本人の個人番号カード、または本人の通知カードなど

##### （2）本人の身元を確認するための書類

- ・本人の個人番号カード、運転免許証など官公署から発行された書類で顔写真の表示のあるもの

※これらの確認が困難な場合は、本人の介護保険被保険者証、健康保険被保険者証、年金手帳などを2つ以上

#### ●本人以外が窓口で代行申請する場合

##### （1）代理権を確認するための書類

- ・原則として委任状

※委任状の提出が困難な場合は、本人の介護保険被保険者証（原本）など

##### （2）代理人の身元を確認するための書類

- ・代理人の個人番号カード、運転免許証、介護支援専門員証など官公署から発行された書類で顔写真の表示のあるもの

※これらの確認が困難な場合は、代理人の介護保険被保険者証、健康保険被保険者証、年金手帳などを2つ以上

##### （3）本人の個人番号を確認するための書類

- ・本人の個人番号カード、または本人の通知カードなどの写し

### ○申請手続きの際の注意点

- ・代理権のない方が使用者として申請する場合は、個人番号が見えないよう申請書類を封筒に入れ提出してください。その場合でも本人が申請する場合と同様の確認書類が必要ですので、コピーを同封してください。
- ・本人が認知症などにより意思表示が困難で、代理権の授与が困難な場合などやむを得ない場合は、個人番号を記載せずに提出してください。
- ・従前の様式を用いる場合は、申請書の余白に個人番号の追記をお願いします。  
《裏面に続きます》

○個人番号の記載が必要となる主な申請書

- 介護保険認定申請届（新規・更新）
- 介護保険区分変更申請書
- 介護保険居宅サービス計画作成依頼届出書
- 介護保険負担限度額認定申請書
- 介護保険高額介護（予防）サービス費支給申請書
- 介護保険高額医療合算介護（介護予防）サービス費支給申請書
- 介護保険基準収入額適用申請書
- 介護保険料減免・猶予申請書